

表 割引後の利用料金

	大人(中学生以上)	小学生
瀬音の湯	700円	250円
数馬の湯	500円	210円
もえぎの湯	450円	200円
つるつる温泉	620円	210円

国民健康保険加入者の皆さんに温泉施設の割引利用券のご案内

東京都国民健康保険団体連合会では、国民健康保険に加入する方の健康増進のために、次の温泉施設の割引利用券を配布しています。

国民健康保険加入者の皆さんに温泉施設の割引利用券のご案内

- 生涯青春の湯『つるつる温泉』(☎597・1126)
- 営業時間などは、各施設にお問い合わせください。
- ▽ 利用料金 表のとおり
- ▽ 配布枚数 1回につき1世帯1枚(3人まで利用可)
- 枚数に限りがあります。2回以上利用する方は、お問い合わせください。
- ▽ 配布場所 保険年金課、五日出張所、増戸連絡所係(五日出張所)、増戸連絡所係(五日出張所)・木曜・金曜日の午前9時～午後5時)
- 国民健康保険被保険者証を必ずお持ちください。

秋川溪谷瀬音の湯市民割引をご利用ください



秋川溪谷瀬音の湯では、平日の利用に限り、市内在住の方を対象とした市民割引を実施しています。アルカリ度が高く、肌ざわりが滑らかな泉質は、多くの方の人気を集めています。

▽ 割引内容 入浴料大人(中学生以上) 900円 ↓ 500円

資源集団回収奨励団体の登録受付



市では、ごみの減量化・資源化を図るため、資源の集団回収を奨励しています。資源集団回収を行う団体には奨励金を交付しています。交付を受ける団体は事前に登録(年1回)が必要です。

▽ 対象団体 市内に住民登録がある方で組織する各種団体のうち、次の要件を備え、市に登録をした団体

- 資源集団回収事業を自らの手で行うこと

▽ 奨励金 市内に住民登録がある方で組織する各種団体のうち、次の要件を備え、市に登録をした団体

- 町内会・自治会、PTA、子ども会など、営利を目的としない団体であること
- ▽ 対象品目奨励金 奨励金の交付額は、資源回収登録業者に売払った資源の量に対し、次の条件で奨励金を交付します。
- 古紙類、鉄類：1キログラム9円
- アルミ、銅などの金属：1キログラム18円
- びん類：1本9円
- カレット：1キログラム9円
- ピンケース：1個9円
- ▽ 登録方法 団体の代表者のはらこ、口座名義人氏名と口座の団体名を確認できる振込先の預金通帳をお持ちください。
- ▽ その他 収集した資源は、市に登録している回収業者に引き取ってもらうことが条件です。
- ▽ 登録・問合せ 生活環境課 清掃・リサイクル係

「るのバス」への車内・車外広告の募集



市内の事業者を対象に、市内循環バス「るのバス」への車内・車外広告を募集します。

▽ 募集期間 随時

※ 広告の内容により、掲載できない場合があります。

▽ 掲示場所 バス車内8か所(車内ポスター・チラシなど)、車外(特殊フィルムによる貼り付け)

▽ 対象 市内の事業者

▽ 費用(税込み)

あきる野創業・就労・事業継承支援ステーション「Bi@Sta」開設時間変更

4月1日からBi@Staの開設時間を変更しました。

▽ 開設日時 月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

※ 月曜・火曜・水曜・木曜・土曜日は、中小企業診断士の資格を持った専門の相談員が正

- 車内：1か所1か月3240円(広告の作成費は含まず)
- 車外：1か所1か月21万6千円(広告の作成費を含む)
- ▽ 申込み方法 掲示する広告(車外広告は原稿)を1部と地域防災課で配布する申請書をお持ちください。
- ▽ 申込み・問合せ 地域防災課 地域振興係(直通558・1394)

平成29年度木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を助成します



市には住民登録があり、平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていない方

※ 次の方は、対象外です。

- 平成28年度分の市民税(均等割)が課税されている方の扶養となつて居る方
- 生活保護を受給されている方など
- 給付決定前に亡くなられた方
- ▽ 給付額(1人1回) 1万5千円
- ▽ その他 対象となる可能性のある方に申請書を送付しますので、内容を確認の上、申請してください。
- ▽ 申請方法 4月3日(月)から7月3日(月)までの間に、申請書を同封の封筒で送付してください。
- ▽ 対象 平成28年1月1日現在、居住している家屋
- 助成金額：耐震診断費用(消費税を除く)の2分の1以内(2万5千円を限度)
- 対象棟数：10棟(抽選)
- 診断機関：東京都建築士事務所協会西多摩支部に属しているか東京都木造住宅耐震診断講習終了者で市内に事務所等を有しているもの
- ▽ 耐震改修費用の助成
- 対象：あきる野市耐震診断助成制度に基づき耐震診断を受け、「倒壊する可能性が高い」「倒壊する可能性がある」と診断された住宅で、耐震改修を実施することにより倒壊しないことが判断できる住宅
- 助成金額：耐震改修に要した費用(消費税を除く)の3分の1に相当する額(30万円を限度)
- 対象棟数：3棟(抽選)
- 施工業者：市内に事業所を有し、建設業の建築工事業許可を得ているか、東京都地域住宅生産者協議会主催の木造住宅耐震講習会を修了したものである。



▽ 申請・問合せ 生活福祉課 務計画係、給付金専用ダイヤル(☎0570・092・506(ナビダイヤル)、平日午前8時30分～午後5時)

▽ 内容 4月1日から防災行政無線のチャイム放送時刻を午後5時30分に変更します。

▽ 問合せ 地域防災課 防災安全係

市では、耐震診断や耐震改修を行う方に対し、費用の一部を助成します。

▽ 耐震診断費用の助成

- 対象：昭和56年5月末以前に建築した木造2階建て以下の住宅で、自らが所有し、かつ

居住している家屋

● 助成金額：耐震診断費用(消費税を除く)の2分の1以内(2万5千円を限度)

● 対象棟数：10棟(抽選)

● 診断機関：東京都建築士事務所協会西多摩支部に属しているか東京都木造住宅耐震診断講習終了者で市内に事務所等を有しているもの

▽ 耐震改修費用の助成

- 対象：あきる野市耐震診断助成制度に基づき耐震診断を受け、「倒壊する可能性が高い」「倒壊する可能性がある」と診断された住宅で、耐震改修を実施することにより倒壊しないことが判断できる住宅
- 助成金額：耐震改修に要した費用(消費税を除く)の3分の1に相当する額(30万円を限度)
- 対象棟数：3棟(抽選)
- 施工業者：市内に事業所を有し、建設業の建築工事業許可を得ているか、東京都地域住宅生産者協議会主催の木造住宅耐震講習会を修了したものである。

▽ 申込み・問合せ 都市計画課